

(議院運営委員会)

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)(衆議院提出)要旨

本法律案の改正点は、以下のとおりである。

一 国会職員の昇給時期が年一回となることに伴い、職務復帰後における給与の取扱いの規定について所要の整理を行う。

二 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。